

札幌駅周辺自転車等駐車場の管理に関する協定書の改定協定書

札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 8 条の規定に基づき、札幌市(以下「甲」という)と札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ(以下「乙」という)において、令和 3 年 3 月 17 日付けで締結した札幌駅周辺自転車等駐車場の管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）に関し、甲と乙とは、原協定書第 18 条第 4 項及び第 37 条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第 1 条 北 6 西 1 自転車等駐車場及び北 6 西 2 高架下自転車等駐車場が、北海道新幹線建設工事に伴い、令和 4 年度より利用不可となり、令和 4 年 4 月 1 日付けで廃止することから、当初想定していた利用料金収入及び維持管理費の額が変動することとなるため、原協定書第 18 条第 4 項の規定の基づき、管理業務に係る費用のうち令和 4 年度分から年額 546,000 円を減額することとし、原協定書第 18 条第 1 項中「金 73,990,000 円」を「金 71,806,000 円」に改める。

第 2 条 原協定書第 18 条第 2 項の表を次のとおり改める。

| 回数 | 請求時期 | 支払金額（消費税及び地方消費税を含む。） | | | | |
|------|------|----------------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
| 1 回目 | 7 月 | 3,699,500 | 3,563,000 | 3,563,000 | 3,563,000 | 3,563,000 |
| 2 回目 | 10 月 | 3,699,500 | 3,563,000 | 3,563,000 | 3,563,000 | 3,563,000 |
| 3 回目 | 1 月 | 3,699,500 | 3,563,000 | 3,563,000 | 3,563,000 | 3,563,000 |
| 4 回目 | 4 月 | 3,699,500 | 3,563,000 | 3,563,000 | 3,563,000 | 3,563,000 |
| 合計 | | 14,798,000 | 14,252,000 | 14,252,000 | 14,252,000 | 14,252,000 |

第 3 条 原協定書別表 1 から、「北 6 西 1 自転車等駐車場電気料金」を削除し、「IP 電話データ通信用 5 回線」を「IP 電話データ通信用 4 回線」に、「IP 機械警備用 4 回線」を「IP 機械警備用 3 回線」に改める。

第 4 条 原協定書仕様書第 3 の 2 (2)イ警備業務内の「北 6 西 1 」、別紙 3 表 1 の北 6 西 1 自転車等駐車場の項目を削る。

2 原協定書仕様書別表 1、別表 2、別表 3 から、北 6 西 1 自転車等駐車場及び北 6 西 2 高架下自転車等駐車場に関する項目を削る。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和4年3月30日

- (甲) 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広

- (乙) 札幌市中央区北12条西23丁目2番5号
札幌駅周辺自転車等駐車場指定管理者
札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ
代表者 株式会社札幌振興公社
代表取締役社長 板垣 昭彦